

令和3年神審第21号

裁 決

水上オートバイA被引浮体搭乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾及び同官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年8月19日14時43分

滋賀県琵琶湖中西部

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA

総トン数 0.1トン

登録長 2.85メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 213キロワット

3 事実の経過

(1) a 受審人の経歴等

a は、小型船舶操縦士免許を取得し、同免許を取得後、本件時までには水上オートバイを操縦することはなく、また、本件当日、初めてトーイングチューブ（以下「浮体」という。）をえい航した。

(2) 浮体

A がえい航する浮体は、合成ゴム製で空気充填式の長さ 3.00メートル幅 1.78メートルの 4人乗りで、搭乗者が左右各舷の中央付近で背中合わせの状態ですり、各人が座った左右の位置に、落水しないように各 2個、計 8個が取り付けられた持ち手を握って遊走を楽しむ遊具であった。

(3) 本件発生に至る経緯

A は、最大とう載人員が 3人の FRP 製水上オートバイで、a 受審人が 1人で乗り組み、知人 1人を座席後部に同乗させ、いずれも救命胴衣を着用し、直径 16ミリメートル長さ 18メートルの合成繊維製ロープで浮体をえい航し、同浮体に救命胴衣を着用した知人 4人を搭乗させ、遊走の目的で、船首尾とも 0.2メートルの喫水をもって、令和 2年 8月 19日 14時 28分滋賀県大津市の比良川河口南方の砂浜を発し、同河口沖合に向かった。

ところで、海上保安庁はホームページで、トーイング遊具を安全に楽しく遊ぶために、旋回時は、トーイング遊具が遠心力の作用で横滑りするため、えい航するボートの速度が毎時 35キロメートル（以下「キロ」という。）の場合、トーイング遊具の速度は最大で毎時 70キロに及ぶことを知っておくこと、旋回時には特に注意する必要があることなどを周知していた。

a 受審人は、毎時 20.0キロの速力（対地速力、以下同じ。）

で比良川河口沖合を東行中、14時31分半少し過ぎ右旋回を行ったところ、浮体搭乗者が落水したので、同搭乗者を浮体に揚収し、遊走を再開して同沖合を南下し、14時35分半少し過ぎ同じ速力で再び右旋回を行ったところ、再度浮体搭乗者が落水したので遊走を中止し、同搭乗者を浮体に揚収した後、帰航することとした。

a 受審人は、14時41分半少し過ぎ大津市所在の標高90.10メートルの四等三角点北比良会館（以下「北比良会館三角点」という。）から154度（真方位、以下同じ。）890メートルの地点を発進すると同時に針路を019度に定め、毎時30.0キロの速力として進行した。

a 受審人は、比良川河口南方沖合を同じ針路、速力で続航し、14時43分少し前北比良会館三角点から109度630メートルの地点に達したとき、左舷船首方に発航地点を認め、同地点に向かって左旋回することとしたが、当日2度の旋回で浮体搭乗者が落水しても負傷しなかったため、同搭乗者が落水しても負傷することはないものと思い、低速力で旋回するなど、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとることなく、前2度の落水時よりも速い毎時30.0キロの速力で左旋回を開始した。

こうして、a 受審人は、左旋回中、浮体が遠心力で横滑りして浮体搭乗者の手が持ち手から離れ、14時43分北比良会館三角点から105度630メートルの地点において、Aは、船首が358度を向き、毎時25.0キロの速力となったとき、浮体搭乗者全員が落水した。

当時、天候は晴れで風力2の東風が吹き、視界は良好であった。

その結果、浮体の右舷船尾方に座っていた同搭乗者1人が頸髄損傷を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件浮体搭乗者負傷は、琵琶湖中西部において、浮体をえい航して航行する際、同搭乗者に対する安全確保の措置が不十分で、左旋回中、浮体搭乗者が落水したことによって発生したものである。

a 受審人は、琵琶湖中西部において、浮体をえい航して航行中、発航地点に向かって左旋回する場合、浮体が遠心力で横滑りして過大な速力となり、浮体搭乗者が落水すると負傷するおそれがあったから、低速力で旋回するなど、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、a 受審人は、当日2度の旋回で浮体搭乗者が落水しても負傷しなかったのに、同搭乗者が落水しても負傷することはないものと思ひ、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、左旋回中、浮体が遠心力で横滑りして同搭乗者全員が落水する事態を招き、浮体搭乗者1人を負傷させるに至つた。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和4年12月6日

神戸地方海難審判所

審判官 前田 昭 広